

# 2020年度 日本アーカイブズ学会総会

## 議案説明書

### 審議事項（2） 2019年度決算 【議案書10～11ページ・資料2】

- (1) 全体について
  - ・ 本会の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までです(会則第16条)。
  - ・ 一般会計は、審査・登録料を除き予算額より増の決算となり、全体でも約25万円の増となったのに対し、決算では節約に努めたこと、web サイトリニューアルが継続となり、予算の執行は2020年度となるための繰越しにより、予算額に対して約195万円減の決算となり、繰越金は約220万円となりました。
- (2) 収入の部について
  - ・ 会費は2019年度会費の未納がある一方で過年度会費の納入があり、差し引きでは、予算額(年度当初の会員数をもとに算出)より5万3千円の増となりました。内訳は備考欄のとおりです(人数には過年度分が含まれています)。
  - ・ 会誌の販売は岩田書院の買取りによる委託販売方式をとっています。
  - ・ 審査・登録料は登録アーキビストの審査料及び登録料です。登録料納入は2月に審査結果が出た後になるため、会計年度をまたいでの納入となっています。備考欄にある24人は、2018年度登録者のうちの16人、2019年度登録者のうちの8人です。
- (3) 支出の部について
  - ・ 委託料では、web サイトのリニューアル制作委託費を計上していましたが、制作が継続していることによる支出は2020年度になるため予算額に対し約76万円の執行残となりました。
  - ・ 会費(関連機関協力費)はICA及びEASTICAの年会費ですが、このうちICA会費の払い込みが2020年度の3月にずれ込んだための決算減です。
  - ・ 出版助成は2017年度及び2018年度に採択を受けた各1冊・30万円を計上していましたが、2017年度採択分が出版されず採択取消となったため、支出は2018年度採択分の1冊・30万円のみとなったことによる執行残です。
- (4) 特別会計について
  - ・ 2019年度は予算どおり新たな積み立て、支出ともなく、昨年度決算の積立額から預金利子383円増のみの変化となっています。

## 審議事項（５） ２０２０年度予算 【議案書１５～１６ページ・資料５】

- (1) 全体について
  - ・ 2019年度から約21万円増となる約521万円の会計規模となっています。
  - ・ その増加分は、これまで役員の無償奉仕に頼っていた事務の外部委託による基盤整備という意味合いから、人件費と委託料に充当しています。
  - ・ ただし、延期措置をとった大会については、今後の開催状況が不確定のため、予算書どおりの設定(会員500円、非会員1,000円)や参加者数見込みとならない可能性もありますので、収入減も想定した支出執行に努めたいと思います。
- (2) 収入の部について
  - ・ 会費は2019年度末の会員数を基礎に算出しました。
  - ・ 大会参加費は2019年度大会参加者数実績を勘案して算出しました。
  - ・ 審査・登録料は、新規申請者の2019年度実績、今年度更新を迎える登録者数等から勘案しました。
- (3) 支出の部について
  - ・ 人件費は、委員が行っていた事務的業務をアルバイト(事務局職員)でも執行できるよう増額したものです。
  - ・ 会議費は2019年度では予算額に対し1/3の決算となりましたが、2020年度は総会の延期通知や通信による開催にともなう経費がかかるため、減額をせず昨年度並みの予算額としました。
  - ・ 委託料は、2019年度から継続となったwebサイトのリニューアル及びデータ移行のほか、学会記録の保管預託、及び通信による総会執行にともなう発送業務等の委託のために増額としています。
  - ・ 事務費は2019年度決算実績から勘案し5万円の減としました。
  - ・ 旅費・交通費は、EASTICAの理事となったことによる海外での会議への出席を想定しての増額としました。
  - ・ 会費(関連機関協力費)は、2019年度ICA会費の支払いが2020年度となった分の増額です。
  - ・ 事務所賃料は消費税改定に伴うものです。
  - ・ 以上の予算計上により予備費とできる残額は、2019年度比約3万6千円増となります。このため、2020年度も学会推進基金への積み立ては見合わせます。
- (4) 特別会計について
  - ・ 積立金は見合わせ、預金利子のみ増の予算とし、引続き約450万円を学会推進基金として維持します。

## 審議事項（7） 登録アーキビストに関する規程改正

【議案書18ページ・資料7】

### (1) 規程改正の必要性

これまで、登録アーキビスト資格委員会における新規登録審査において、大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館が主催しているアーカイブズ・カレッジ(史料管理学研修会)修了生の取り扱いが、毎回のように問題となってきました。

問題点は、アーカイブズ・カレッジ長期コース(以下、単に「カレッジ」といいます。)のカリキュラムでは、日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程(以下「規程」といいます。)別表1が定める「7分野すべてにつき、それぞれ2単位以上に相当する授業を履修すること(2単位=90分×15回の授業時間を標準とする)。」を満たすことができない分野があり、規程6条2号が定める資格要件に欠けてしまうことにあります。

資格委員会では、カレッジがこれまでアーカイブズ学に果たしてきた役割に鑑み、これを規程の中に位置づけることができるよう、検討していただきたい旨の意見が出されており、これに対応するため、議案書18頁の規程6条に係る改正案を作成しました。

また、登録更新審査については、「有識者の委員等を務めても記載すべき項目がないので、規程改正にあわせて項目を作成すべき」との意見が、資格委員会から出されており、これに対応するため、議案書18頁の規程別表4に係る改正案を作成しました。

いずれにつきましても、本年10月に予定されている新規・更新申請から実施したいと考えており、ここに規程改正案を提出する次第です。

### (2) 規程改正に至る経緯

規程改正案を提出するにあたり、当学会の委員会では、以下のように検討・準備を進めてまいりました。

- |          |  |
|----------|--|
| 2019年7月  | これまでの資格委員会で寄せられた意見の取りまとめ。  |
| 2019年9月  | 登録アーキビスト担当会議(改正項目・改正の方向性の取りまとめ)。   |
| 2019年10月 | 資格委員の意見聴取(メール)。  |
| 2019年10月 | 規程改正の方向性について委員会で審議。  |
| 2020年1月  | 資格委員会開催(新規・更新審査と合わせ、規程改正案について審議)。  |
| 2020年2月  | 委員会で審議。規程改正案の総会への提出について了承を得る。  |
| 2020年2月  | 人間文化研究機構国文学研究資料館研究主幹に、規程改正案を総会に提出し、カレッジを資格要件として扱う方向であることにつき、ご承知おきいただきたい旨を連絡。 |

### (3) 改正案についての説明

カレッジを規程に位置づけるため、6条に2号の2を追加します。規定の仕方としては、今後、カレッジ以外の研修が出てきた場合にも迅速に対応することができるようにするため、規程の中でカレッジを明示するのではなく、2号の2ウで規程細則に委任することにしたと思います。

なお、追加した号を新3号とし、以降を1つずつ繰り下げる方法も採り得ますが、現3号申請が新4号申請になるなど、これまでの登録制度との関係が分かりにくくなると考えられるため、枝番号で処理することにしたと思います。

#### 【規程6条に追加する条文】

(2)の2 第1号以外の大学院またはそれに相当する高等教育機関において、修士または博士の学位を取得した者で、次の要件を満たす者。

ア 別表2の基準によるアーカイブズに関する専門的業務の経験を2年以上有すること。

イ 別表3の基準によるアーカイブズ学に関する業績を有すること。

ウ 日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程細則で定める研修等を修了していること。

#### 【規程別表3の1項目めの修正】

「第6条第2号により申請する者」→「第6条第2号及び第2号の2により申請する者」

#### 【規程別表4の2項目めの修正】

「上記以外の自主的なアーカイブズ関連活動(NPO・ボランティア等)」→「上記以外のアーカイブズ関連活動(NPO・ボランティア等)」

#### 【日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程細則に追加する条文】

※ この細則は、委員会の議を経て会長が改正するものですので、総会の審議事項ではありません。

(研修等)

第1条の2 規程第6条第2号の2ウの定める研修等は、次に掲げるものとする。

(1) 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館が実施するアーカイブズ・カレッジ(史料管理学研修会)長期コース

(2) 本学会委員会の議を経て、アーカイブズ学に関する論文(10,000字以上)が修了の要件になっている研修等であると会長が認めたもの

今回の改正案をご承認いただくと、資格要件について定める6条各号の関係は、次表のようになります。

規程細則1条の2第1号に規定するカレッジや、同条2号の「研修等」は、アーカイブズ学に関する論文(10,000字以上)が修了要件になっているものにしていきますので、今回ご提案する規程6条2号の2によって申請する人は、研修等

の修了論文(これは2号の2ウに含まれます)に加え、2号の2イの「アーカイブズ学に関する業績」が1本以上必要になります。規程別表1の科目の履修に足りない分を、「アーカイブズ学に関する業績」で補ってもらうという考え方になります。

	学位	別表1の 科目の履 修	研修等の 修了	アーカイブ ズに関する 専門的業 務の経験 年数	アーカイブズ学に 関する業績
1号	アーカイブズ 学の修士・博 士	必要	不要	1年以上	不要(学位論文の み)
2号	アーカイブズ 学以外の修 士・博士	必要	不要	2年以上	アーカイブズ学に 関する論文1本以 上(研修等の修了 要件となっているも のを含む)
2号の 2	アーカイブズ 学以外の修 士・博士	不要	必要	2年以上	アーカイブズ学に 関する論文1本以 上(研修等の修了 要件となっているも のを除く)
3号	アーカイブズ 学以外の修 士・博士	不要	不要	3年以上	アーカイブズ学に 関する論文または それに相当する専 門的業績の成果2 本以上
4号	学士又はこれ に準ずる高等 教育機関の 卒業	不要	不要	5年以上	アーカイブズ学に 関する論文または それに相当する専 門的業績の成果3 本以上

ご審議の程、よろしくお願い致します。

以上

